

令和7年度

可児市いじめ防止専門委員会活動状況等報告書

令和8年4月23日

令和8年4月23日

可児市長 富田 成輝 様

可児市いじめ防止専門委員会

委員長 橋本 治

令和7年度可児市いじめ防止専門委員会の活動状況等について(報告)

可児市子どものいじめの防止に関する条例(平成24年条例第23号)第18条第1項に基づき、次のとおり令和7年度の活動状況等を報告します。

【内訳】

1. 令和7年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告
2. 令和7年度 可児市いじめ防止専門委員会活動の成果と課題
3. 令和8年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

資料 いじめ防止専門委員会各委員からの寄稿

令和7年度 可見市いじめ防止専門委員会活動報告

令和8年4月23日

I いじめ相談等の受付、調査及び調整等の状況

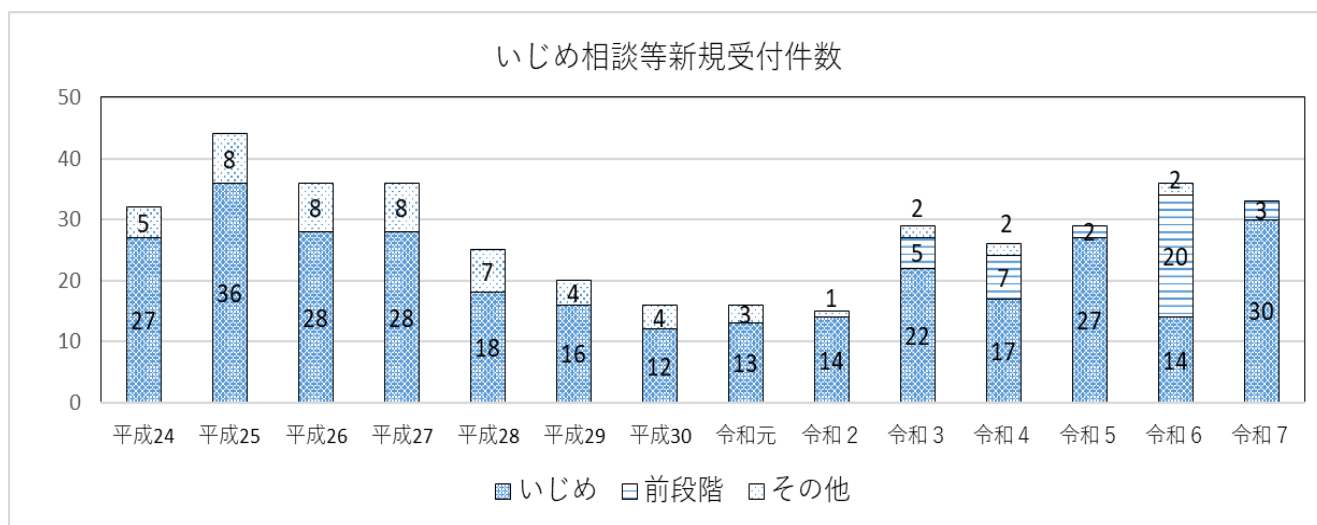
1 概 況

- ・新規に受け付けたいじめ相談（通報を含む。以下同じ。）30件、その他の相談3件、計33件のほか、前年度から継続するいじめ相談31件、その他の相談20件、計51件、合計84件のケースに対応した。
- ・昨年度、減少傾向にあったいじめの相談は、今年度は30件と増加している。

◆いじめ相談等受付件数の推移

(件)

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
いじめ	27	36	28	28	18	16	12	13	14	22	17	27	14	30
その他	前段階								0	5	7	2	20	3
	その他	5	8	8	8	7	4	4	1	2	2	0	2	0
計	32	44	36	36	25	20	16	16	15	29	26	29	36	33



(1) いじめ相談

<新規分>

- ・いじめ相談の経路別（表1）では、子ども本人からの相談が8件（前年度8件）であった。
- ・子ども本人からのいじめ相談8件のうち、4件は、小中学校の児童生徒に配付したチラシに付けた専門委員会への相談手紙を利用した相談であった。ほか、相談専用電話へかかったものが4件であった。
- ・保護者からの相談（母親）10件については、いずれも相談専用電話へかかったものであった。
- ・いじめ相談の年齢別（表2）では、その他事案を含めると、中学2年が6件、小学6年が5件と多くなっている。
- ・いじめの種類別（表2）の物理的区分のいじめでは、「暴力」が10件で多く、「嫌なことをされる等」が5件であった。

- ・また心理的区分のいじめでは、「悪口・からかい・脅し文句」が10件で多く、「仲間はずれ・無視」が5件であった。
- ・いじめ相談30件のうち、12件を終結とした。

＜継続分＞

- ・前年度から継続したケース31件の状況確認を併せて行った。その多くは直接のいじめ行為はなくなっているが、主として子ども本人の特性や家庭環境等の要因から安定した登校、学校生活に至っていないため、継続的に見守り等の支援をしてきた。今年度、継続ケース20件を終結とした。

＜終結について＞

- ・いじめが解消している（いじめにかかる行為が3か月以上止み、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない）ことを終結の目安とし、必要に応じて他の事情も考慮して判断している。
- ・また、インターネットや手紙での匿名希望の相談で積極的な対応ができず、3か月を目安に、その後の相談や学校からの類似案件が挙がってこないケースも終結として判断している。

(2) その他の相談

＜新規分＞

- ・その他の相談の3件は、いじめには至っていないが、今後いじめになっていく可能性が高い「いじめの前段階」にあるケースとして、専門委員会と学校との共有ケース（以下、共有ケース）としたものである。

＜継続分＞

- ・状況確認を行ってきたその他の相談18件のうち、6件を終結とした。

(3) 次年度への継続

- ・終結に至らなかった新規のいじめ相談18件、その他相談3件、前年度から継続のいじめのケース11件、その他相談12件、合計44件は次年度も継続して支援や状況確認を行う。

◆令和7年度 経路別相談受付状況（表1）

（件）

経路別 問題別		子ども本人	保 護 者				きょうだい	子どもの友人	市				児童施設		児童委員	警 察 署	保健所及び医療機関		学 校 等				親 戚	近隣・知人	市 民	そ の 他	計	終 結	継続中のケース	
			父 親	母 親	祖 父 母	その他			福祉事務所 (保育課)	発達支援センター	保健センター	その他	保 育 所	児童館・キッズクラブ			保 健 所	医療機関	幼稚園	学 校	教育委員会・教育研究所	学校との共有ケース								
いじめ		8		10	1	2			1											4		4					30 (31)	12 (20)	18 (11)	
その他	いじめの前段階																					3					3 (18)	0 (6)	3 (12)	
	不登校																										0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	その他																										0 (2)	0 (2)	0 (0)	
計		8	0	10	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	7	0	0	0	0	33 (51)	12 (28)	21 (23)

※ （ ）内は、前年度からの継続＜外数＞

◆令和7年度 いじめ種類別・年齢別相談受付状況(表2)

(件)

相談種類別			年齢別														計	終結	継続中
			未就学	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	16歳以上	不明					
いじめ	物理的	暴力(ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする)			1	2		1		1	1	1	3		10	4	6		
		嫌なこと等をされる・無理強い(嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする)						1	2	1				1	5	2	3		
		持ち物にいたずら・金品の要求(金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする／金品をたかられる)													0	0	0		
	心理的	悪口・からかい・脅し文句(冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる)		2	2		1		3		2				10	3	7		
		仲間はずれ・無視(仲間はずれ、集団による無視をされる)									2	1	2		5	3	2		
		ネットいじめ(パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる)													0	0	0		
	いじめその他(上記に当てはまらないもの)														0	0	0		
いじめ 小計		0	2	3	2	1	2	5	2	5	2	5	1	30	12	18			
その他	いじめの前段階				1		1				1				3	0	3		
	不登校														0	0	0		
	その他														0	0	0		
	その他 小計		0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	0	3		
合 計			0	2	4	2	2	2	5	2	6	2	5	1	33	12	21		

2 特徴

- ・今年度のいじめの相談件数は、令和6年度から増加した。なかでも、保護者からの相談が特に増加した。相談があった際、本人の同意がある場合は、臨時で学校訪問をし、情報を共有したうえで、今後の対応について意見交換をした。
- ・各学校においては、児童生徒アンケートや個人懇談などを活用して、いじめの事案や困り感のある児童生徒を早期に把握し、解消に向けた組織的な対応が進められている様子が確認できた。
- ・定期学校訪問に専門委員会委員が年2回程度同行し、参観、意見交換、助言などを行った。特に、発達特性に起因する衝動的な行動が気になる児童生徒やいじめを行った児童生徒に着目し、専門委員会としても継続的に見守りながら、重大化や未然防止に努めた。
- ・子ども本人からの相談については、いじめ防止の啓発チラシなど配付したタイミングで手紙による相談があるなど、子どもが相談窓口を認知するきっかけとなっていることがうかがえる。
- ・今年度は、16歳以上の本人・保護者からの相談件数も増加している。

(1) 子ども本人からの相談

- ・子ども本人からの相談では、手紙による相談が4件あり、メールで悪口を言われる、きつい口調や嫌な言い方をされる、嫌なことを言われるなどの内容があった。学校と情報を共有し、いじめを行った児童生徒に知られないよう配慮して、本人への聞き取りや見守りを依頼したケースもあった。一方で、学校には知らせないでほしいと書かれているケースもあり、相談があってもその後のフォローが難しい場合もあった。希望があれば手紙で返信をすることで更なる相談を促したり、学校との懇談により類似ケースがないか確認したりする対応を行った。

(2) 保護者からの相談

- ・保護者からの相談件数は、13件と多く、そのうち中学生を持つ保護者からの相談が5件を占めていた。相談内容としては、仲間外れ、無視、陰口などが主となっていた。また、可児市に住む市外の中学校の生徒の母親からの相談も含まれており、関係機関につなぐ対応を行い、現在も支援及び状況の見守りを継続しているケースもある。
- ・保護者のその他からの相談が2件あった。これは、自分の子どもに直接関係ないものの、周りの保護者から得た情報などで、クラスの子の行動について気になるから相談をしたという内容で、保護者のいじめ防止への関心が高まっていることがうかがえる。

(3) 16 歳以上からの相談

- ・本人、保護者からの相談で 16 歳以上（高校生）に関わるものが5件あった。高校生に適した相談場所が分からないということで、県教育委員会の窓口や可茂教育事務所からの情報提供により、G プレイス可茂等を紹介したケースもあった。その結果、カウンセリングを受け、保護者の心理的な安定を図ることができた。その後、県教育委員会へつながり、適切な対応ができた。
- ・子どもが安心して学校に通えるようにしたいとの保護者の強い願いを受け、専門委員会委員からのアドバイスを事務局相談員が保護者へフィードバックをした。

(4) 学校からの相談と共有ケース

- ・学校からのいじめの相談（4件）及び学校との共有ケース（4件）はいずれも加害側の子どもを当事者としており、これらのケースでは、いじめを行ったとされる子どもの置かれた背景に配慮した加害者側へのケア・支援を継続していくことにつなげた。
- ・専門委員会委員が学校を訪問した際、困り感のある児童生徒の参観や懇談により、いじめには至っていないが当事者の発達の特性などに起因し重大化する恐れがあるケースなどについて、いじめの未然防止を図るその他の相談（いじめの前段階）3 件を共有ケースとした。
- ・保護者の理解が得られない、子どもへの対応に困難を感じているなど、学校側から専門委員会委員に助言を求められるケースもあり、専門的視点に基づきメールでアドバイスをいただき、学校をサポートした例もあった。

(5) 発達の特性等が背景にある相談

- ・学校からの相談や学校との共有ケース（前段階も含む）では、行動、衝動、感情のコントロールが難しい、表情に困り感がある、落ち着きがなく教室にいられない、いじめの内容の確認や当事者への指導が難しいなど、早期に解決できず問題が長引いているケースが増えている。その中には、継続のケースも含めて発達障がいなどが背景にあり、当事者の行動や考え方が発達の特性によると思われるケースも含まれている。
- ・仲間との関係性において、加害者にも被害者にもなり得る子に対しては、丁寧に関わりながら寄り添った見守りを継続していく必要がある。
- ・各学校では、関係する子どもの発達の特性を理解し、教職員が適切に対応すること、教職員と保護者が共通の認識のもとで子どもに向き合うこと、クラスを含む周りにいる子どもたちへの理解を促進すること等に取り組まれていた。
- ・相談内容では、発達特性を持つ児童生徒の割合が増えており、いじめの未然防止や重大化を防ぐために、継続的な対応が求められている。

・発達障がいがあることが即ちいじめをする・いじめをされる原因になるわけではないが、そのような児童生徒は学校生活で困り感を抱え、時にその困り感是对人関係のトラブルが「いじめ」という形で現れる場合もあるため、本人や家族・周囲の者がその発達特性を正しく理解することが重要である。

(6)教育委員会・関係機関等との連携

- ・いじめの内容・状況によっては今後、重大事態に発展する可能性があるケースもあるため、定期的に教育委員会と情報を共有する場を設け、相談内容を確認するよう努め、教育委員会との連携を強化した。
- ・キッズクラブで発生したいじめのケースについては、保育課から相談を受けて学校との情報共有を行い、適切な対応を行った。

Ⅱ 会議開催状況

1 専門委員会会議

- ・次のとおり年6回の定例会議を開催した。各回とも新規相談ケース及び継続中ケースについて対応方法を協議し、定期学校訪問の結果について報告した。
- ・その他の主な協議事項は次に示したとおりである。

区分	その他主な協議事項
第1回(80回)5月22日(木)	・令和7年度専門委員会活動(日程等)について
第2回(81回)7月24日(木)	
第3回(82回)9月25日(木)	
第4回(83回)11月27日(木)	・「可児市いじめ防止基本方針」における3つの指標について
第5回(84回)1月29日(木)	・令和8年度専門委員会活動計画について ・令和8年度専門委員会会議開催日程について
第6回(85回)3月26日(木)	・令和7年度専門委員会活動報告・活動の成果と課題について ・いじめ防止基本方針の改定の報告について

(注) ()内は通算の開催回数

2 いじめ問題対策連絡協議会

- ・5月30日(金)
- 代表者会議を開催し、本市のいじめ防止の取り組み、令和6年度の専門委員会の活動を報告後、各構成機関の取り組みについて意見交換した。

3 委員と関係者との懇談会

【尾木直樹特別顧問との懇談】

- ・6月26日(木)
- 専門委員会の活動や本市のいじめ防止の取り組みについて尾木特別顧問と懇談し、意見交換を行った。

Ⅲ 小中学校への学校訪問(教職員と委員・事務局職員との懇談会)

【事務局職員の定期学校訪問】

・定期的に専門委員会事務局職員が学校を訪問し、生徒指導関係の教職員と児童生徒の状況や懸案となっているいじめの事案等について、情報共有や意見交換を行った。

【委員の学校訪問】

・事務局の定期学校訪問に合わせて専門委員会委員が同行訪問し、関係する子どもの状況やいじめ事案の報告を受けたり、気になる児童生徒の様子を観察したりして、対応の方法について助言した。

・令和7年度は、18校へ延べ 42回訪問した。

※ 委員の訪問:橋本委員長、掛布副委員長、柘植委員、福井委員、岩崎委員

42 回 (いずれも事務局が同行)

※ ○印=事務局職員のみ訪問 44 回 合計 86 回

(敬称略)

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今渡南小学校	岩崎		岩崎		柘植		○		○		
土田小学校		掛布		○		○		福井		○	
帷子小学校		柘植	○			○		柘植		○	
春里小学校		掛布		○		○		福井		掛布	
旭小学校	○		掛布		○		掛布		○		
東明小学校	○		柘植		○		橋本		○		
広見小学校		岩崎		○		○		福井		○	
南帷子小学校		岩崎		岩崎		○		○		岩崎	
桜ヶ丘小学校	○		橋本		○		橋本		○		
今渡北小学校		福井		○		○		福井		○	
兼山小学校	柘植		○		○		柘植		○		
帝京大学可見小学校		橋本					橋本			橋本	
蘇南中学校		○		掛布		○		掛布		○	
中部中学校	福井		○		○		福井		○		
西可見中学校		掛布		掛布		掛布		掛布 岩崎		掛布 岩崎	
東可見中学校	○		○		橋本		○		橋本		
広陵中学校		柘植		○		○		○		柘植	
帝京大学可見中学校		○						○			橋本

IV 広報・啓発活動

【子ども】

- ・4月 いじめ防止パンフレット(小学生用、中学生用／日本語版・ポルトガル語版・フィリピン語版)を市内全小中学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・5月 岐阜県弁護士会による『いじめ予防授業』(西可児中)
- ・6～7月 いじめ防止ポスター(相談用手紙・相談カードを添付)を市内小中学校に掲示依頼
- ・7月 専門委員会相談室の相談窓口を載せた「相談カード」を市内小中学校・高等学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・11月 いじめ防止チラシ『みんなでいじめをなくそう』(相談用手紙付き)を市内小中学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・11月 人権週間に合わせ『尾木ママ(尾木特別顧問)からのビデオメッセージ』の提供

【保護者・教職員・市民他】

- ・通年
 - i) 広報紙によるいじめ防止協力事業所の活動取組の紹介
 - ii) いじめ防止協力事業所を訪問しての活動のお願いと情報交換
 - iii) いじめ防止協力事業所の登録依頼(今年度 新規8件)
 - iv) 広報紙、ホームページにいじめ防止関連情報を随時掲載
- ・4月21日(月) 専門委員会委員による教職員向け研修(西可児中)
講話 『教員のためのいじめ予防授業』(掛布副委員長)
- ・6月27日(金) 尾木特別顧問による『尾木ママの子育て相談会』を開催
- ・9月16日(火) 専門委員による保護者向け研修
講話 『子供の SOS の気付き方を知ろう』(岩崎委員)
- ・10月 小学校新1年生の保護者に就学時健診にてパンフレット(保護者版)を配付
- ・1月 中学校新1年生の保護者に入学説明会にてパンフレット(保護者版)を配付
- ・ケーブルテレビ・YouTube かにちゃんねるによる放映
『可児市いじめ防止専門委員会の紹介』(8月)
『教えて! 尾木ママ 学校訪問・子育て相談会の様子』
- ・大人・保護者向け、子ども(小中学生)向けの、専門委員会委員による講話のほか、岐阜県弁護士会による『いじめの予防授業』を紹介する資料を作成
※小中学校、小中学校 PTA、家庭教育学級、青少年健全育成団体等、各関係課に配付を依頼
- ・いじめ防止専門委員会の活動内容、いじめの相談があった場合の専門委員会相談員の対応の流れなどについて説明(キッズクラブ指導員対象)

令和7年度 いじめ防止専門委員会活動の成果と課題

【成 果】

1. 専門委員会の専門性を活かしたいじめの解消や重大化防止及び関係機関との連携を活かした取り組み

- ・各学校が抱えるいじめ事案等の中には、保護者の理解が得られない、子どもへの対応に困難を感じているなど、学校側から専門委員会委員に助言を求められるケースがあった。子どもの発達特性に起因する衝動的な行動や本人の受け止め方によって、強い困り感を感じている児童生徒への対応について、専門的視点からアドバイスを行い、学校をサポートした。また、気になる児童生徒の様子を観察して、専門委員会会議での協議を重ねるなど、それぞれの対応に役立てられた。
- ・個別の相談対応のほか、専門委員会事務局が相談内容に応じて、教育委員会や関係機関と情報共有を図ることで、相談者への安心や事案の重大化防止に繋げることができた。
- ・キッズクラブの指導員に対し、いじめ防止専門委員会の活動内容、いじめの相談があった場合の専門委員会相談員の対応の流れなど説明し、理解を求めた。また、関係機関にも相談室の存在を周知することができた。

2. 相談を促進する取り組み

- ・子ども本人からは、相談用の手紙を利用したものが多くあった。市が小中学校を通していじめ防止のパンフレットや相談カード、チラシの配付時期を年 3 回に分けて配付している。その際、学校から子どもたちがいじめについての指導や声かけがされていることで、子ども自身が相談窓口を知ることにつながった。
- ・広報かに加えてケーブルテレビでも専門委員会を紹介することにより、児童生徒のみならず保護者、市民にも相談窓口の存在も周知することができた。

【課 題】

1. 委員の専門性を活かした助言・支援の充実及び関係機関との連携

- ・早期の解決が困難であったり、重大化する恐れがあったりする事案について、個別の相談対応のほか、専門委員会と学校、更に教育委員会など関係機関と情報を共有しながら、引き続きいじめの解消や重大化防止を図っていく必要がある。
- ・発達や考え方、行動に特性がある児童生徒に関わるケースが増加しており、加害側になり得る児童生徒の背景に配慮した個別ケアや支援、関係機関と連携した家庭支援などに取り組んでいく必要がある。
- ・学校から事務局相談員が報告を受けた児童生徒の様子を専門委員会委員と共有することで、それぞれの専門性と経験を活かしたアドバイスをすることができた。今後も継続して、より一層専門性を活かした対応、助言をすることで、いじめの未然防止に取り組んでいく必要がある。

2. いじめに関する相談の促進・啓発

- ・引き続き、学校や児童生徒、保護者に対して、いじめ防止のパンフレットやカード、チラシの配付、ポスターの掲示等により、子どものいじめに関する相談先として専門委員会を周知する必要がある。
- ・委員による学校での講話、弁護士会によるいじめ予防授業の紹介など、学校の求めに応じながら連携し、いじめの未然防止を図る必要がある。
- ・相談された子どもや保護者が安心して学校生活を送るために、関係機関が連携して見守っていく必要がある。

令和8年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

◎基本方針

- ・委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会となることに寄与する。
- ・「可児市子どものいじめの防止に関する条例」第13条及び「可児市いじめ防止基本方針」に基づき、通報・相談のあった事案や学校と共有する事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を支援していく。
- ・子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関が、主体的にいじめの防止に取り組み、相互に連携できるよう、条例、基本方針及び委員会活動の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

○委員会会議の開催

- ・定例会議は、年6回（原則奇数月第4木曜日）開催する。また、必要に応じて臨時の会議を開催する。

○委員による学校訪問等

- ・委員会と各小中学校の連携をより強化し、いじめ事案への対応を充実するため、いじめ事案の共有を進める。事務局の定期学校訪問に委員が同行し、懇談の中で専門的な立場で助言したり、委員が同行しない場合も専門委員会での意見等を報告したりするなど、状況に即した柔軟な訪問体制とする。

○通報・相談への取組

- ・パンフレット・チラシやポスター等を活用して委員会への相談方法などを周知し、特に子どもからの相談を促進する。また、児童生徒用1人1台タブレットPCを使ったインターネットからの相談受付（令和4年度開始）の活用を図る。
- ・通報・相談を受けたケース及び共有ケースに担当委員を決めて事務局と連絡調整し、委員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、状況に応じて、委員による相談者への直接の面接相談の機会を設けていく。
- ・いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、学校との共有ケースとし、状況によっては委員が個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・子育てや健康づくりに関わることも健康部の各相談窓口と日常的に連携し、その知見を統合して支援に取り組む。
- ・相談の中で複数の機関と関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。
- ・いじめ事案に適切に対処できるように、対応の手順やポイントを点検し、随時見直す。
- ・必要に応じて、教育委員会と情報共有を行う。

○広報・啓発の取組

- ・小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力事業所等との連携の強化を図る。また、いじめ防止に関する講話等の講師として、小中学校などへ委員会委員等を紹介する。
- ・いじめ防止パンフレットやチラシ（小・中学生用）に、委員からのメッセージを記載し、「いじめ防止」を子どもたちへ呼びかけるほか、各広報媒体を活用して効果的な広報活動を行う。

可児市いじめ防止専門委員会 委員寄稿

橋本 治 委員長 P.11

1. 「いじめ解消」と共有ケース（加害者への支援に注目して）
2. 「いじめ・その他」⇒「いじめ・疑い他」に変更の提案
3. 県教育委員会学校安全課
「暴力行為等未然防止アドバイザー」（橋本）の新設

掛布 真代 副委員長 P.12

いま求められるいじめへの対策

柘植 裕季 委員 P.13

相談するなら AI か人間か？

福井 俊道 委員 P.14

温かい心、思いやりのある子を育てる

岩崎 由美子 委員 P.15

専門委員の役割を振り返る

～一心理士として～

1. 「いじめ解消」と共有ケース（加害者への支援に注目して）
2. 「いじめ・その他」⇒「いじめ・疑い他」に変更の提案
3. 県教育委員会学校安全課「暴力行為等未然防止アドバイザー」（橋本）の新設

委員長 橋 本 治

1. 「いじめ解消」と共有ケース（加害者への支援に注目して）

①「いじめ解消」について

文部科学省は次のように提示している。

「いじめの解消」とは、いじめ行為が止まり、被害者が心身の苦痛を感じていない状態が相当の期間（通常は3か月以上）継続することを指します。

これは必要なことである。

②共有ケース（加害者への支援に注目して）

「いじめの解消」がされても加害者と言われている子がほとんど成長していない場合もある。すなわち、感情コントロールが下手で、つい余分な言動で相手をいじめる結果になり、被害者は守られて「解消」となったが、加害者はそのままということである。本年度はここに注目して、まだ支援の必要な加害者を共有ケースとしてきた。これにより、必要十分にもっていきたい。

2. 「いじめ・その他」⇒「いじめ・疑い他」に変更の提案

①「いじめ・その他」

昨年度まで多く扱ってきた「いじめの前段階」は別の項に移し、本年度は、「いじめ」と「その他」の分類になっている。「その他」というのは、相手が大人の場合などが想定されている。いじめの定義は、『「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。』となっている。そのため「その他」が必要である。

②「いじめ・疑い他」に変更の提案

3. の「暴力」も関連するが、「いじめの前段階」の中には「いじめの疑い」も含まれている。すなわち、「落ち着かなくてパニックなり飛び出る」と「暴言があり手が出る」は、学校が「いじめ」と認知していなければ、どちらも「いじめの前段階」として扱ってきた。しかし、後者の「手が出る」というのは「暴力」に分類されることも多く、「暴力」は本来「いじめ」に関連してくる。

文部科学省も「いじめ又はその疑いがある時は即日組織につないで対応する」と指示しており、「いじめといじめの疑い」は同格に扱っている。

そこで、「いじめ・その他」⇒「いじめ・いじめの疑い・その他」とし、スペースの関係で「いじめ・疑い他」とすることを提案したい。

3. 県教育委員会学校安全課「暴力行為等未然防止アドバイザー」（橋本）の新設

①岐阜県は小学校の暴力が多い

暴力を基本的に「いじめ」とすればよいが、器物破損、対大人の暴力など「いじめ」としにくいものもある。児童生徒間であれば「いじめ（疑い）」としやすいが、いずれにしても県の小学校は全国の6位～10位ぐらいである。2013年度は全国3位であったため、筆者は朝日新聞の取材を受け、「エスカレートする前に防ぐ必要があり、継続支援を」という内容の記事がかなり大きく掲載された。

②「暴力行為等未然防止アドバイザー」とは

県教育委員会学校安全課は、4年連続増加となった小学校では3年生以下の低学年の暴力行為が目立ち、同じ児童が繰り返すのではなく、加害児童が増えている。こうした事態をうけ、暴力行為につながる子どもの特性をみる「暴力行為等未然防止アドバイザー」（橋本）の新設を決めた。

いま求められるいじめへの対策

副委員長 掛 布 真 代

岐阜県弁護士会が実施している無料の電話相談「子どもの悩み事相談」は、新型コロナウイルス感染症にかかわる休校等が落ち着いた一昨年頃から、相談件数が顕著に増加している。最も多いのは、「いじめ」や教員との摩擦など、学校関連の相談である。休校が明け、子どもたちが学校や地域に出てくるようになったので、相談件数が増えるのは当然といえば当然なのだが、中でも「いじめ」の相談については一定の心配な傾向がある。

個別の相談についての言及はできないが、大きく言えば、いじめが続いている期間が長期にわたったり、暴力や傷害を伴う（つまり重大な）いじめの相談が増えている。そして以前ならば、学校がひととおりの対応をし、その後も見守りを続けるなかで、「学校の対応が不十分である」という趣旨の相談が（被害者側・加害者側のいずれから）来るが多かった。ところが今は、いじめが起こったすぐ後に、弁護士に相談するケースが増えている。つまり、学校や相手方の対応を待たずに、すぐに弁護士に相談しようとする人が増えているように感じられるのである。

弁護士の仕事が増えているから喜ばしいかといわれると、そんなことはない。弁護士は人間関係の調整はできないし、「相手に謝らせる」「相手に制裁を与える」みたいなことが起こるのは、漫画やドラマの中だけである（「ジャッジマン」とか私も使ってみたい。）。「いじめ」が起きた後の秩序の回復や、「いじめ」を受けた児童生徒の安心・安全を回復させることは、犯罪行為や自死事案などのよほどの重大事案でない限り、学校の教職員が責務を果たすことによって実現するほかはない。そして、教職員が責務を果たすためには、かかわった児童生徒や保護者ができるかぎり学校との信頼関係に基づき、子どもの最善の利益のために行動することも同時に必要である。

他方で、個別の事案で弁護士にできるのは、

基本的には事後の損害の回復（損害賠償）だけなので、前述のことを伝えた上で「よく話し合って」程度の助言になることもある。いじめ事案に弁護士が建設的に関わるためには、スクールロイヤーや子どもの権利擁護委員など、学校現場との事前の関係性や、特別な役割や権限などを有する立場から関わる方がよいと思うことも多い。

そのなかで年々強く感じるのは、学校現場の疲弊と弱体化である。なぜ、いじめが長期化・重大化するのか。なぜ保護者は学校の対応を待たずに弁護士に相談しようとするのか。結局は、スキルのある教職員の数が減り、現場が手薄になっているために、「いじめ」への指導や見守りが十分でなくなっていることの反映であると考えている。いじめは突然重大化するわけではなく、徐々にエスカレートする。したがって、重大化して誰の目にも明らかになった「いじめ」の背後には、その前から継続しているもっと軽微ないじめの被害があるはずである。その段階で、必要な手当てができる力が学校現場から失われつつあるのではないのか。

学校で教職員が責務を果たすと言っても、それは当然ながら、十分な人員と適正な労働時間と給与などの待遇が保障されてのことである。この基盤が年を追うごとにじりじりと削られていることを感じざるを得ない。スクールロイヤーとしては、今やできる限り学校の業務を減らすよう助言している（その中には、いじめが原因であっても保護者同士のトラブルに学校は関わらないようにと助言する場合も含まれる）し、保護者対応を弁護士や外部機関（「学校ADR」など）にアウトソースする試みもあるが、それらは、すべて後処理でしかない。いじめが軽微な内に、あるいは前段階の内に対処するのが正道であり、コストも低く、解決までの時間も短く済み、被害を受けた子どもの傷つきも最小限になるはずである。いま、真に求められるいじめ対策とは、こうした基盤に立ち返り、教員の待遇改善と増員に注力することではないのか。

相談するなら AI か人間か？

委員 柘植 裕 季

AI に「いじめられたらどうしたらいい？」と聞いてみたところ、“辛いですね”と共感の言葉に続けて、信頼できる人に相談することを勧められた。

なぜこんなことをしたのかというと、最近、カウンセリングで出会う子どもたちの多くが AI にも相談しているからだ。もし AI が人よりずっと素晴らしい相談相手になるなら、私のような心理士にとっては死活問題だ。とりあえず、AI は今のところ人に相談することを勧めてくれるようなので、まだしばらくは食べて行けそうで安心した。もっとも、「信頼できる人」でなければならないという条件付きではあるが。

しかし、なぜ AI は信頼できる「人」への相談を勧めるのか。AI の正確性、即応性、従順さを思えば、人間よりよっぽど信頼できそうだ。それにもかかわらず AI は「信頼できる人に相談しましょう」と言う。なぜだろうか？

遅くとも農耕が始まり集落ができる頃には、すでに人は人を「信頼する」ということをしていた。というか、せざるを得なかったと思う。集団で暮らし、作物を育て、収穫し、分配する。これは集団を構成する誰かが誰かの悪意を疑ったら機能しない、人を信頼しなければ成り立たないシステムだ(もちろん、できる限り悪意が実現されないように考えられたシステムでもあっただろうと想像するが)。それは、人との繋がりが希薄になったと言われる現代の社会でも変わらない。人が人の中でしか生きられないことを考えれば、「人を信頼する」とことは生存のために必要な力なのだ。この力がなかったら、世界は生存を脅かされる恐怖に満ちたものに見えるに違いない。

いじめは、その「人を信頼する」力を損なう体験だ。いじめられることはもちろん、いじめた者、いじめを見た者も「人を信頼する」力を失っていく。人

が人を傷つけることができるということを知る体験だからだ(さらに言えば、自分を信じる力を損なう体験でもあるのだが、紙幅の関係で今回は触れない)。だから、AI の言う「信頼できる人に相談しましょう」というのは、「人を信頼する力を回復できるような体験をしましょう」だと思う。その体験は、人が相手になければできない。

ところで、この AI の回答は、信頼できる人が存在することが前提になっているが、ここにも重要なポイントがある。いじめが「人を信頼する」力を損なうものであることはすでに述べたが、実は、その損なわれ方や損なった後に回復する力は均一ではない。この差の要因はいくつかあるが、ひとつ、人を信頼できる体験、安心していられた経験がどれだけあるかということが大きく関わっている。これはいじめに遭った後の経験だけでなく前の経験も含まれる。いじめによって人を信頼できなくなり、世界が恐怖に満ちたものに見えた時、「でもあの時は違った」「でもあの人は違った」と思えるような、安心できる光景が心の中にどれだけあるかが重要であり、これはいじめに遭う前から持っておける財産とも言えるものだ。この財産を子どもたちにどれだけ与えられるかという視点が、いじめによって損なわれる力を最小限にとどめ、回復させるためのひとつの鍵となる。そして、この視点を子どもも含めた全ての人が持ち、実践できれば、いじめ自体の予防にもなることは言うまでもない。

AI に仕事を奪われる危機感からこの文章を書き始めたのに、結局、最後まで AI の回答をもとに話を広げてしまった。やはり AI が頼りになるのは間違いないようだ。でも、人間にも頼ってみてもらえたら嬉しい。きっと、人間に相談したからできる体験というものがあるはずなのだ。人間の心理士である私は、そう信じていたいと思う。

温かい心、思いやりのある子を育てる

委員 福井 俊道

中学生A子の父が、子育てに困り、相談に来た。A子は、深夜に出歩き、遊び、朝方に帰る、無断外泊を繰り返す生活を送っていた。年上の犯罪歴のある者との関わり合いもあり、関係者として警察で事情を聴かれていた。父親に成育歴等を尋ねた。A子が幼児の頃、夫婦不和で離婚。祖父・祖母・父との生活になった。母代わりに養育していた祖母は中学校入学後他界。父と祖父の関係は悪く、祖父は父とA子に「家を出て行け」と言う。A子と祖父の関係も悪く、物を投げあい、ののしり合う。父はイライラが募るとA子に暴力を振う。小学生の時、学校飼育のウサギが餌を食べないことを怒り、ウサギの首を締めたり、気に入らない子の手足を縛り、蹴ったり、階段から突き落としたりするいじめをしていた。そのため、何度も学校に親子で呼ばれ、指導をうけていた。

成育歴から「理由がわからない状況で突然叱られる」「暴力を受ける」「父と祖父の暴力、父が母に暴力を振るうのを見る」「家庭内で安全を感じられない場所がない」「自分の身に起きる予測不能なことがたくさんある」ことがわかってきた。養育者がA子の安全基地として機能おらず、不適切な養育環境であった。A子は養育者と愛着の絆がむすばれないまま育っていた。そのためか、感情のコントロールがきかず、怒りを感じた時はすぐ行動化につながり、爆発的暴力になっていた。家庭に自分の居場所を感じられず、外泊を繰り返し、非行が深化していった。他の人の思いに共感する力も低下していた。いじめをするため、何度も学校で指導を受けたが、反抗、反発を繰り返していた。家庭環境がA子に影響しているととらえ、父との愛着の絆再構築を目指し、父に「良さをほめる」「家事を分担し、親子で一緒に取り組む」「A子の話をじっくり聞く」「祖父と父が喧嘩する姿を見せない」などを提案した。しかし、父は「俺の前から逃げるから無理」「良さなんかいい」などと言い、受け入れなかった。指導中にA子は少年院送致となった。A子の指導を通じて、乳幼児期からのかかわり方、養育環境が、重要であることを

痛感した。大人の関り次第で、思いやり、温かさ、他の人の気持ちがわかる子に育ち、いじめをする子になりにくいと考える。子育てにかかわる大人は、子どもの幼い時期から、次のことを大切にしてほしいと強く願っている。

① スキンシップを行う

子ども(幼児)が親の保護を求めて親に近寄ってきた時、親が子どもをハグし、温かさや安心感を伝える。発達段階に応じ、手を握ったり、頭をなでたり、一緒にお風呂に入り、楽しい時間を過ごす。

② 一緒に遊ぶ(互いに関わり合う)

遊び(アナログゲーム)が子どもの脳を育てる。待つ、耐える行為が前頭前野を育てる。親子で「楽しかった」と言える姿。一緒にすることで絆を深める。成長にしたがい、何かを一緒にすることでさらに絆を深めたい。

③ 意思の伝達(コミュニケーション)を行う

子どもの気持ちをくんで親が言葉にして子どもに返す。「嫌だったんだね」「悲しかったんだね」「うれしかったんだね」などと声をかけ、子どもがうなずく姿。話せる年齢であれば、嫌だったこと、悲しかったことなどを子どもの言葉で話させてみる。感情を言葉で表現する練習をする。

④ 話を聞く(受容)

子どもの目の高さで、目を見て、話を聞き、内容に反応する。「そうか、なるほど」「それでどうなったの?」「それは大変だったね」「よく我慢したね」など

⑤ 温かい家族関係をつくる

父母や周囲の大人が仲良くする姿が子どもを安心させる。

これらを大切に子どもの努力を「見守り、励ます」「一緒に喜ぶ」「悩んでいる時、一緒に考える」ことの継続が温かい心、思いやりのある子を育てるためには必要である。日々の小さな積み重ねが、人を見下さない、他人を大切にする価値観を形成することになり、いじめをしない子に育てていく。子どもにかかわる大人が大切にしてほしいと願っている。

専門委員の役割を振り返る ～一心理士として～

委員 岩崎 由美子

『いじめって何だろう』。委員をさせていただくなかで自分の中で常に考えるテーマでした。

いじめの定義はあるものの、置かれた立場によっては捉え方が異なったり、感じ方も千差万別であったりすることが多く、そのズレや差が更に事態の悪化を招くようなケースもあります。

集団で個を標的にして何かをするような構図や被害 VS 加害という分かりやすい構図ができていて、「それっていじめだね」と多くの人が認識するケースは少なくなっているように感じます。

「やったやられた問題」の事実確認や周りからの聞き取り等は丁寧に行うものの、取り調べではないので、確かな事実が分からない場合もあります。

この“曖昧さ”の中でどのように対応していくべきなのか。学校現場での1つの悩みどころになっているのではないかと感じました。

そのような中で、『私自身が委員として、委員の中でも心理士として何が出来るのか』を模索して参りました。

そのような模索の中で、私は

- ① まずは丁寧に起きた事をきちんと聞き取る
こと
- ② 関わっている人々の想いを聴くこと
- ③ その中でどのようなことが起きているのか
を“見立てる”こと
- ④ 関わった人へのケアの仕方を考える事
- ⑤ 今後の予防のためのフォロー

を中心に行ってきました。

その中で特に自分が大切にしたいと思ったのは、

“起きた事の代弁者になり得る心理士になる”
ことです。

冒頭では「いじめってなんだろう?」と言いましたが「いじめということが何なのか」というよりも、「いじめという行動が何なんだろう」ということを心理士が代弁する(解説する)ことで、どのような解決策が提案できるのか、どのように対応していくことが大切なのかを考えていくことが非常に大切なのではないかと考えるようになりました。

ご家庭の中で例えばご兄弟がいて「上の子が下の子をいじめるから困っている」とお母さんから相談を受けたとします。皆さんはどのように感じ、どのように対応されるでしょうか?

「お兄ちゃんのくせに下の子をいじめるなんて! けしからん!」と思うでしょうか。

「下の子が何かしたからお兄ちゃんはそうせざるを得なかった」と思うでしょうか。

「何かストレスがお兄ちゃんにかかっている下の子に八つ当たりをしているのかもしれない」と思う人もいるかもしれません。

それとも「お兄ちゃんは発達障害なのかもしれない」と考える人もいるかもしれません。

この起きた事をどう認識するかどう捉えるのかによってその後の対応は変わってきます。

育て方が悪かったと感じた親さんは自分の子育ての仕方、在り方を変えるかもしれません。ストレスが原因だと考えれば、原因を探して軽くすることを考えたりお兄ちゃん自身のケアの仕方を探したりするかもしれませんね。

この最初の“見立て(なんでこの子はこうしたんだろう??)”をしっかりと捉え、関わっている人々に代弁していくこそが私たち心理の役割だと改めて感じています。

的確な代弁者になれるよう今後もしっかりと色々な方の話に耳を傾け、少しでも子供達が健やかに育つお手伝いができればと思っています。